

## 別表十七（三の八）の記載の仕方

1 この明細書は、内国法人が措置法第66条の6第1項《内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合又は連結法人が措置法第68条の90第1項《連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「当期の利益若しくは欠損の額又は所得金額4」は、措置法第66条の6第2項第2号に規定する特定外国関係会社若しくは同項第3号に規定する対象外国関係会社に係る措置法令第39条の15第1項第1号若しくは第2項本文《適用対象金額の計算》の規定により計算した所得の金額若しくは欠損の金額又は措置法第68条の90第2項第2号に規定する特定外国関係会社若しくは同項第3号に規定する対象外国関係会社に係る措置法令第39条の115第1項第1号若しくは第2項本文《適用対象金額の計算》の規定により計算した所得の金額若しくは欠損の金額を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。

3 「損金の額に算入した法人所得税の額5」は、措置法令第39条の15第1項第2号若しくは第2項第8号に掲げる金額又は措置法令第39条の115第1項第2号若しくは第2項第8号に掲げる金額を記載します。

4 「益金の額に算入した法人所得税の還付額12」は、措置法令第39条の15第1項第3号若しくは第2項第

15号に掲げる金額又は措置法令第39条の115第1項第3号若しくは第2項第15号に掲げる金額を記載します。

5 「子会社から受ける配当等の額13」は、措置法令第39条の15第1項第4号又は第39条の115第1項第4号に規定する配当等の額を記載します。

6 「特定部分対象外国関係会社株式等の特定譲渡に係る譲渡利益額14」は、措置法令第39条の15第1項第5号若しくは第2項第18号に掲げる金額又は措置法令第39条の115第1項第5号若しくは第2項第18号に掲げる金額を記載します。

7 「控除対象配当等の額15」は、措置法令第39条の15第3項又は第39条の115第3項に規定する控除対象配当等の額を記載します。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。

8 「請求権等勘案合算割合27」は、措置法令第39条の14第2項第1号《課税対象金額の計算等》又は第39条の114第2項第1号《個別課税対象金額の計算等》に定める割合を記載します。この場合において、その割合の計算に関する明細を別紙に記載して添付します。

9 内国法人が措置法第66条の9の2第1項《特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合又は連結法人が措置法第68条の93の2第1項《特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載します。